

高松市下水道排水設備等工事指定工事店の違反行為に対する処分  
等に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高松市下水道条例（昭和39年高松市条例第57号。以下「条例」という。）第7条第1項の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）が、条例第7条の7第1項各号（以下「違反行為」という。）のいずれかに該当するときの当該指定工事店に対する処分及び指導の決定その他事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 処分 条例第7条の7の規定による指定の取消し（以下「取消処分」という。）又は指定の効力の停止（以下「一時停止処分」という。）をいう。
- (2) 指導 指定工事店が違反行為に該当するが処分を行うに至らないと認められる場合に、市長が文書により行う注意（以下「文書注意」という。）又は警告（以下「文書警告」という。）をいう。
- (3) 処分等 処分又は指導をいう。

(違反行為の調査等)

第3条 市長は、指定工事店が違反行為のいずれかに該当することが疑われるときは、その事実関係の調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、指定工事店が違反行為のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定工事店に対し当該違反行為について、速やかに是正することを促し、当該違反行為が次の各号のいずれかに該当するときを除き、期限を定めて高松市下水道排水設備等工事指定工事店違反行為てん末書（様式第1号。以下「てん末書」という。）の提出を指示するものとする。

- (1) 軽微なもので、かつ、速やかに是正されることが見込まれる場合
- (2) やむを得ない理由によるものと認められる場合

3 前項の規定により是正を促された指定工事店は、速やかに当該違反行為の

是正（同項の規定によりてん末書の提出を指示された指定工事店については、当該違反行為の是正及びてん末書の提出）をしなければならない。

- 4 市長は、違反行為の内容及びその是正の状況並びにてん末書の提出の状況及びその内容を勘案し、当該違反行為が処分に該当するものと認めるときは、当該処分の名宛人となるべき者について、高松市行政手続条例（平成8年高松市条例第4号）第13条の規定により意見陳述のための手続を執らなければならない。

（処分等の決定）

第4条 市長は、処分等の内容を、違反行為の内容、当該違反行為について処分等を行おうとする日から起算して過去2年以内の当該指定工事店に対する処分等の回数に応じて、別表に定める基準に従い決定する。ただし、違反行為が重大又は悪質であると認められる場合は、同表によらず、その程度を勘案した上で、当該違反行為の処分等の内容を決定することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、違反行為が次の各号のいずれかに該当するときは、処分等を行わないものとする。

（1） 軽微なもので、かつ、既に是正され、又は速やかに是正されることが見込まれる場合

（2） やむを得ない理由によるものと認められる場合

- 3 市長は、第1項の規定により決定した内容が処分であるときは、高松市下水道排水設備等工事指定工事店処分決定通知書（様式第2号）により当該指定工事店に通知するものとする。

（処分の効果）

第5条 前条第3項の規定により処分の通知を受けた指定工事店は、その停止期間又は新たに指定を受けるまでの間、本市内において排水設備等の工事を施工することはできない。ただし、当該処分の通知を受けた日において既に施工に着手している排水設備等の工事については、この限りでない。

- 2 市長は、一時停止処分を受けた指定工事店がその期間中に前項ただし書の規定に該当する工事以外に新たに排水設備等の工事の施工に着手したときは、前条第1項の規定にかかわらず、取消処分を行うものとする。この場合においては、第3条第4項及び前条第3項の規定を準用する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

処分等の基準

違反行為の内容	条例第7条の7第1項の該当号	処分等の内容			
		当該違反行為について処分等を行おうとする日から起算して過去2年以内の当該指定工事店に対する処分等の回数			
		零	1回	2回	3回以上
不正の手段により条例第7条第1項の指定又は条例第7条の4第2項の指定の有効期間の更新を受けたとき。	第1号	取消処分			
条例第7条の5に規定する適正な排水設備等の工事の施工ができないと認められるとき。	第2号	取消処分			
条例第7条の2第1項各号のいずれかに適合しなくなったとき。	第3号	条例第7条の2第1項の各号のいずれにも適合するまでの期間の一時停止処分（ただし、当該期間が6月を超えた場合は、その時点で取消処分を行う。）			
条例第7条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。	第4号	文書注意	文書警告	3月間の一時停止処分	取消処分
施工する排水設備等の工事が公共下水道の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき（障害の程度が重大であるときを除く。）。	第5号	文書警告	3月間の一時停止処分	6月間の一時停止処分	取消処分
施工する排水設備等の工事が公共下水道の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき（障害の程度が	第5号	取消処分			

重大であるときに限る。)					
条例又は高松市下水道条例施行規則（平成30年高松市規則第28号）に規定する排水設備等の構造基準に適合しない排水設備等を設置したとき。	第6号	文書注意	文書警告	6月間の一時停止処分	取消処分
指定工事店の責めにより条例第6条の規定による届出を工事が完了した日から起算して5日以内に市長にしなかつたとき。	第6号	文書注意	文書警告	6月間の一時停止処分	取消処分
指定工事店の責めにより使用者が条例第11条の規定に違反してし尿を公共下水道に排除したとき。	第6号	文書警告	3月間の一時停止処分	6月間の一時停止処分	取消処分
指定工事店の責めにより、使用者が条例第12条の2の規定に違反し、又は条例第12条の3第1項に規定する者が同項若しくは第2項の規定に違反して下水を公共下水道に排除したとき。	第6号	文書警告	3月間の一時停止処分	6月間の一時停止処分	取消処分
指定工事店の責めにより下水道法（昭和33年法律第79号）第24条第1項に規定する者が同項の許可を受けずに同項各号に掲げる行為（下水道法施行令（昭和34年政令第147号）で定める軽微な行為を除く。）をしたとき。	第6号	文書注意	文書警告	6月間の一時停止処分	取消処分
指定工事店の責めにより使用者が条例第13条第1項に係る届出書、条例第16条第2項の規定に係る申告書又は条例第20条の資料に不実の記載をして提出したとき。	第6号	文書注意	文書警告	3月間の一時停止処分	取消処分
高松市下水道排水設備等工事指定工事店規則	第6号	文書注意	文書警告	1月間の一時	3月間の一時

（平成30年高松市規則第33号。以下「指定工事店規則」という。）第10条第1号の規定に違反して、正当な理由がなく、排水設備等の新設等の工事（以下「工事」という。）の施工の申込みを拒んだとき。				停止処分	停止処分
指定工事店規則第10条第2号の規定に違反して、適正な工費で工事を施工しなかったとき、又は工事の契約に際し必要事項を明確に示さなかったとき。	第6号	文書警告	3月間の一時停止処分	6月間の一時停止処分	取消処分
指定工事店規則第10条第3号の規定に違反して、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。	第6号	文書警告	3月間の一時停止処分	6月間の一時停止処分	取消処分
指定工事店規則第10条第4号の規定に違反して、自己の名義を他の業者に貸与したとき。	第6号	文書警告	3月間の一時停止処分	6月間の一時停止処分	取消処分
指定工事店規則第10条第5号の規定に違反して、条例第5条の市長の確認を受ける前に工事に着手したとき。	第6号	文書注意	文書警告	6月間の一時停止処分	取消処分
指定工事店規則第10条第6号の規定に違反して、責任技術者の技術上の管理監督の下において、工事の設計又は施工を行わなかったとき。	第6号	文書警告	3月間の一時停止処分	6月間の一時停止処分	取消処分
指定工事店規則第10条第7号の規定に違反して、天災地変又は使用者の責めに帰すべき事由によらずに、工事の完了後1年以内に生じた故障等について無償で補修をしなかったとき。	第6号	文書注意	文書警告	1月間の一時停止処分	3月間の一時停止処分

備考 違反行為が同時に複数の処分等に該当する場合は、そのうち最も重い  
処分等とする。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

指定工事店 指定番号 第 号  
住所  
（法人にあっては所在地）  
氏名 ⑩  
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）  
電話番号

高松市下水道排水設備等工事指定工事店違反行為てん末書

次のとおり違反行為を行ったので、高松市下水道排水設備等工事指定工事店の違反行為に対する処分等に関する事務処理要綱第 3 条の規定により、提出します。

受 付 番 号	
違 反 行 為 の 場 所	高松市
責 任 技 術 者 名	
違 反 行 為 の 発 生 年 月 日	年 月 日
違 反 行 為 の 内 容	
違反行為に至ったてん末	

注) 受付番号欄は、排水設備の新設等確認申請書の受付番号を記載してください。該当しないときは、空欄としてください。

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

高松市下水道排水設備等工事指定工事店処分決定通知書

高松市下水道条例第7条の7第1項の規定により、次のとおり、高松市下水道排水設備等工事指定工事店の指定を取り消した（指定の効力を停止した）ので高松市下水道排水設備等工事指定工事店の違反行為に対する処分等に関する事務処理要綱第4条第3項の規定により通知します。

<p>処 分 の 内 容</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定の取消し</p> <p><input type="checkbox"/> 指定の効力の停止 ( 年 月 日から 年 月 日まで)</p>
<p>処分の根拠となる該当条項</p>	<p>高松市下水道条例7条の7第1項第 号</p>
<p>違反行為の内容</p>	

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。